

<目次>

- 【1】ビジネスニュース速報
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

【1】ビジネスニュース速報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

★京都総合法律事務所主催セミナー★

2021年10月7日（木）16:00-17:00に

「60分早わかり 問題社員の対応方法 ローパフォーマー編」

をオンラインで開催します（担当：弁護士伊山正和）。

<https://kyotosogo-law.com/post-3973/>

- ・ローパフォーマー社員の処遇・対応方法を検討したい
- ・退職勧奨を進めるうえでの留意点を知りたい
- ・社員を解雇するうえで注意すべき点を知りたい

参加無料ですので、お見逃しなく！お申込みは下記URLから承ります。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

◆労務◆

【Q&A コーナー】

Q 新型コロナウイルスワクチンの接種を拒否した労働者を、解雇、雇止めすることはできますか。

A 新型コロナウイルスワクチンの接種を拒否したことのみを理由として解雇、雇止めを行うことは許されないというのが厚生労働省の見解です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html#Q10-11

Q 新型コロナウイルスワクチンを接種していない労働者を、人と接することのない業務に配置転換することはできますか。

A 新型コロナウイルスの感染防止のために配置転換を実施するにあたっては、その目的、業務上の必要性、労働者への不利益の程度に加え、配置転換以外の感染防止対策で代替可能か否かについて慎重な検討を行うとともに、配置転換について労働者の理解を深めることに努める必要がありますが、逆に言うと、これらを十分に検討等することで道が開けます。

ただし、労働者の勤務地や職種を限定する合意がある場合、その限定の範囲を超えて配置転換を行うためには、労働者の自由な意思に基づく同意が必要となります。

なお、配置転換の同意を強要等した場合、パワハラに該当する可能性があります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q10-12

2022年4月からは中小企業もパワハラ防止が義務化されます。

この改正法については、伊山弁護士が詳しい解説記事を作成しましたので、ぜひリンク先をご覧ください。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=489>

Q 採用時に新型コロナウイルスワクチン接種を条件とすることはできますか。

A このような採用条件自体が直ちに違法となるものではありませんが、その採用条件が合理的であるかどうかについて事前に十分に判断し、かつ、その理由を応募者にあらかじめ示して募集を行うことが望ましいというのが厚生労働省の見解です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q10-13

【残業代】

労働基準監督署による令和2年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果が公表されました。

支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり658万円という結果のようです。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/chingin-c_r02.html

残業代の消滅時効期間が2年から3年に延び、リスクが1.5倍になりました。

将来的には5年になりますので、リスクは2.5倍になります。

これから訪れる大残業代時代。皆様の備えは万全でしょうか。

労務に特化したチームが適切にサポートさせていただきます。

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

◆広告・販売規制◆

【景品表示法違反（超高額な課徴金納付命令）】

2021年9月15日、摂取するだけで、免疫力が高まり、疾病の治療又は予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた「プロリコ」について、1億7889万円の課徴金納付命令が発出されました。

免疫力訴求はよくある宣伝方法ですが、合理的な根拠を示すことが大変困難です。

また、体験談について「個人の感想」や「個人差があります」は打消し表示にならないことは過去のセミナーでもご説明させていただいたとおりです。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_210913_01.pdf

【景品表示法違反（高額な課徴金納付命令）】

2021年9月3日、短期間で外見上視認できるまでに薄毛の状態が改善されるほどの発毛効果が得られるかのように示していた育毛剤について、1747万円の課徴金納付命令が発出されました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210922_01.pdf

この事案では販売業者のサイトでの表示が問題となったのではなく、**アフィリエイトサイト**（第三者が自身のサイトで商品を宣伝し、その商品が購入されると、紹介した第三者側に収益が発生する仕組み）での表示が問題となりました。

【アフィリエイトサイト関係】

消費者庁もアフィリエイトサイトに目を光らせており、もはや「アフィリエイトサイトが勝手にやっていた」という言い逃れは通用しません。

販売業者は自社のサイトだけでなく、**アフィリエイトサイトも含めて広告チェックが必要**です。

ではどうすれば良いのでしょうか。

消費者庁が示している「このようなアフィリエイトサイト上の表示についても、広告主がその表示内容の決定に関与している場合（アフィリエイトに表示内容の決定を委ねている場合を含む。）には、広告主は景品表示法及び健康増進法上の措置を受けるべき事業者に当たる。」という見解が鍵となります。

具体的なご相談は、下記 URL からお申込みください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【中途解約の手段を電話に限定することは許されるか】

定期購入で契約している消費者が**中途解約する手段を電話連絡のみ限定していた**サイトに対し、適格消費者団体が消費者契約法 10 条違反により無効であると主張し、是正を求めていた事案において、協議が調い、電話連絡以外の手段による解除も認められることになりました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms203_210917_01.pdf

中途解約を制限する手段を電話に制限し、かつ電話がなかなか繋がらないといったご相談は時折あります。

他方、販売業者からは「他にもやっているところがあるのになぜうちだけ？」と不満が述べられることがあります。この点については、適格消費者団体が動くかどうかは、消費者センターにどの程度苦情が寄せられたかと連動しているという報告もあります。

【景品表示法違反（二重価格表示）】

「通常価格」との比較で「最大 47%オフ」と記載していた「七五三前撮りデータセット」等の撮影プランを提供していた写真館に対し、「通常価格」が用いられた実績がなく、また、記載の期間外又は期限後に撮影した場合であっても、「通常価格」から割引いた価格でサービスの提供が受けられるものであったことから、有利誤認表示として措置命令が発出されました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210914_01.pdf

比較対照価格は、①過去 8 週間以上

②過去の販売期間が 4 週間以上 8 週間未満の場合はその過半の期間

③過去の販売期間が 4 週間未満の場合は 2 週間以上

用いる必要があります。

【景品表示法違反（優良誤認表示）】

商品が転倒してもお湯がこぼれないかのように示す表示をしていた魔法瓶について、商品の構造上、お湯がこぼれる場合があることがわかったため、優良誤認表示として措置命令が発出されました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210831.pdf

実際にこぼれてしまったのであれば仕方ないですね。

【景品表示法違反（原産国に関する不当な表示）】

「ビックカメラ.com」掲載の工具等 177 商品に原産国（地）の誤りが、ビック酒が販売していた酒類の一部の商品に原産国（地）の誤りがそれぞれあり、ビックカメラとビック酒販が措置命令の対象となりました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210903_01.pdf

台湾産の工具を日本産と表示したり、その逆があったり、アメリカ産のラミネーターを中国産と表示したり、フランス産のブランデーをキューバ産と表示したり、プエルトリコ産のラム酒を京都産と表示したり、表示がごちゃごちゃになっていました。

【特定商取引法違反（業務停止命令）】

消費者庁が、水回りの修繕等に係る役務の提供を行う訪問販売業者に対し、**9 か月間の勧誘、申込受付及び契約締結の停止**を命じました。

クーリング・オフを申し出た消費者に「材料はすでに発注済み」「クーリング・オフができない」などと述べたり、トイレの修繕に際してその必要も無いのに一式を取り替える必要があるかのように告げたり、クーリング・オフした消費者にしつこく値引き後の額で合意するようにしたりした行為が問題となりました。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025489/>

◆知的財産◆

【商標】

音楽用電子機器を開発製造している株式会社ズームが、自社が「ZOOM」の登録商標を有していることを理由として、NEC ネットエスアイ株式会社（米国法人 Zoom Video Communications, Inc の販売代理店）に対し、商標権侵害に基づく差止請求訴訟を提起しました。

「社名誤認によって当社の株価が2日連続でストップ高を記録し、その後急落するという事態に至るなどし、当社の業務上の支障に留まらず、善意の第三者である投資家に損害を与える結果となり、現在も日々、支障が生じて」いるとのこと。

<https://www.release.tdnet.info/inbs/140120210915498972.pdf>

Zoom は我々も日常的に利用しており、裁判の帰趨が注目されます。

知的財産権に関するご相談は、「知的財産チーム」にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆SDGs 関係◆

2021年9月6日に、京都大学×日本証券業協会 SDGs シンポジウム「カーボン・ニュートラル実現のためのサステナブルファイナンス ―ファイナンスが支える持続可能社会―」が開催されました。

・京都大学経営管理大学院の加藤康之客員教授による基調講演

「ESG 投資と ESG 経営 –社会課題の解決に向けて」

・パネルトーク

「我々に何ができるか? –各ステークホルダーにとってのサステナブルファイナンス–」

の各動画と渋澤健氏による特別講演「渋沢栄一の『論語と算盤』に学ぶ 持続可能な社会実現への鍵」のレジュメが公開されています。

<https://www.jsda.or.jp/sdgs/20210806155852.html>

◆事業承継◆

事業承継ガイドラインの改訂作業が始まりました。

充実した事務局説明資料は一見の価値あります。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/jigyousyoukei_guideline/001/001_03.pdf

この改訂作業の背景には、全国の経営者の平均引退年齢が、中規模事業者は 67.7 歳、小規模事業者は 70.5 歳と過去高水準に到達しているため、今後 5 年程度で一斉に経営者の引退が起きることが想定されているにもかかわらず、後継者不在率は依然として高い水準にあり、中小企業の事業承継の取組は十分ではないために後継者確保に苦慮した結果、後継者不在による黒字廃業が増加し、また、新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しにする傾向から、事業承継税制の申請ペースも鈍化しているという事実があるようです。

後継者の育成期間は「5 年以上 10 年未満」が最多であり、教育内容としては、「経営及び自社事業の技術・ノウハウについての社内教育」「同業他社での勤務体験」「経営についての教育」「取引先への関係性構築」が有効であるようです。

そもそも後継者候補の教育や後継者候補とのマッチングを誰に相談すれば良いかわからないという声も多いようです。

そんなときも弁護士はお役に立てます。ぜひ私達にご相談ください。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかもチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。

薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

基本：1広告あたり2万7500円（税込み）

※A4で8ページ以上の広告については別途ご相談

代替表現のご提案：+2万7500円（税込み）

継続的なご依頼：月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

※A4で8ページ以上の広告については別途ご相談

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役を設置する会社が年々増加しています。

会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの改訂が主な原因ですが、単に義務化されたからという理由だけで渋々設置するのはもったいないです。

社外取締役・社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

私達は、上場企業を含む約 100 社以上の会社及び団体と顧問契約を締結しており、日常的に企業活動の様々な経営判断に関与している経験を活かし、貢献したいと考えております。

課題や将来展望、お求めのスキルや注力分野、年齢層、ご予算等がありましたら、それらを踏まえて最適と考えられる弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー案内

10月7日（木）16時～17時

タイトル：60分早わかり 問題社員の対応方法 ローパフォーマー編

担当：弁護士伊山正和

11月11日（木）16時～17時

タイトル：60分早わかり 問題社員対応セミナー ～「会社のせい」にされないためのメンタルヘルス不調社員への最新対策～ [ハラスメント防止法施行対応版]

担当：弁護士伊山正和

※全てオンラインで実施予定。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.11 を発行しました。

- また民法改正？ ～物権関係規定の改正～ （弁護士船岡亮太）
- マンション標準管理規約が改正されました （弁護士前田宏樹）
- 残置物の処理等に関する条項の活用による単身高齢者の住まいの安定確保 （弁護士高田沙織）
- 負動産はどうすれば？ ～相続土地国庫帰属法～ （弁護士竹内まい）
- 前期講義を終えて （弁護士・弁理士拾井美香）

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2021年9月号、いかがでしたでしょうか？

阪神は矢野監督が「最後には優勝します」と言ったので、心穏やかにその瞬間を待ちます。

サマーブレイク明けのF1は期待どおりでした。毎回これだけF1のことを書いていると、そろそろF1に

興味を持った人もチラホラでてきたのではないのでしょうか。折角ですので8/29～9/26までの4レースの主観的レポートをお届けします。

- 12 戦ベルギーGP 豪雨のため決勝はわずか3周で終了。セーフティ・カーに先導されたままでしたので、何のバトルもできないまま終了。予選はとてもスリリングな展開で、最後のトライでポール・ポジションを獲得したマックス・フェルスタッペン選手が決勝の優勝者となりましたが、観客への補償が気になるところです。
- 13 戦オランダ GP 地元のフェルスタッペン選手が予選でポール・ポジションを獲得し、決勝で見事にポール・トゥ・ウィン。プレッシャーに強すぎです。
- 14 戦イタリア GP チャンピオン争いを繰り広げるルイス・ハミルトン選手とフェルスタッペン選手がクラッシュし、双方リタイアという衝撃的な展開の中、マクラーレンのダニエル・リカルド選手とランド・ノリス選手がワンツーを決めました。今年のマクラーレンはとにかく直線が速い！
- 15 戦ロシア GP マクラーレンのノリス選手がハミルトン選手の猛追から逃げ切って初優勝できるか?!という手に汗を握るラスト10周のところで激しい雨。タイヤ交換せずに逃げ切りを図ったノリス選手から初優勝が零れ落ち、ハミルトン選手が優勝。決勝を最後尾からスタートしたフェルスタッペン選手が、ベストのタイミングでタイヤ交換を行い、18台抜きの見事な2位。この二人、運も実力も兼ね備えています。

誰が読むのかというレポートを書いてしまうくらい今年のF1はスゴイ。チャンピオン争いはとにかくスリリングで目が離せませんし、マクラーレンの復活も光っています。チャンピオン争いはわずか2ポイント差です(優勝すると25ポイント、2位は18ポイントですので、2ポイントの差は実質ゼロです。)、今からチェックし始めても余裕で楽しめます。

新型コロナがこのまま大人しくなることをひたすら祈りつつ、オルペウスの故事を戒めとし、3密回避とマスクと手洗いをキープのまま、明るい未来に突き進みましょう。

それでは、皆様、また来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com